

広報とば広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報とば（以下「広報」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 他人を誹謗、中傷若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (6) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(掲載の位置等)

第3条 広告を掲載する位置は、毎月1日に発行する広報の「暮らしの情報」各ページの最下段とする。

2 広告を掲載するページは、市長が決定する。

3 広告の掲載は、1広告主につき、各号1枠を限度とする。

(規格及び掲載料金)

第4条 広告枠の規格及び1号当たりの掲載料金は、次のとおりとする。

掲載区分	規格	掲載料金
1枠	縦 50 ミリメートル×横 175 ミリメートル	20,000 円
2分の1枠	縦 50 ミリメートル×横 86 ミリメートル	10,000 円

(掲載の申込み)

第5条 広告主は、広告を掲載しようとする広報の発行日の2月前までに、広報とば広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に広告原稿案を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の期間)

第6条 広告の掲載期間は、1号を単位とし、12号分までを限度とする。ただし、当該期間は年度を越えることはできない。

(掲載の順位)

第7条 広告の掲載の順位は、申込書の受付順とする。ただし、市長は、公共性の高い広告について必要があると認めるときは、その広告の掲載を優先することができる。

(掲載の承諾等)

第8条 市長は、申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、広報とば広告掲載承諾・不承諾決定通知書(様式第2号)により広告主に通知しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、広報紙広告原稿作成要領に定めるところにより、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに指定する場所に提出しなければならない。

(掲載料金の納付)

第10条 広告主は、当該広告を掲載しようとする広報の発行日の20日前までに、納入通知書により掲載料金を納付しなければならない。

(掲載料金の還付)

第11条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の承諾を取り消すことができる。

(1) 広告主がこの要領に違反したとき。

(2) 広報の編集及び発行の都合により、広告を掲載することができなくなったとき。

(3) その他掲載を取り消すことが適当と市長が認めるとき。

2 前項の取消しにより生じた広告主の損害について、市長は賠償の責を負わない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成26年3月7日から施行し、平成26年4月1日以後に発行する広報に掲載する広告について適用する。

附 則

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

広報とば広告掲載申込書

年 月 日

鳥羽市長様

申込者 住 所

名 称

代表者氏名

㊞

電 話

「広報とば」に広告を掲載したいので申し込みます。

なお、広告掲載にあたって、広報とば広告掲載取扱要領の規定に違反しないことを約束します。

記

広告内容	別添原稿及び添付データのとおり
掲載希望号	年 月 1 日号（ 1 枠 ・ 2 分の 1 枠 ） ∩ 年 月 1 日号（ 1 枠 ・ 2 分の 1 枠 ）

注

- 1 原稿は広報紙広告原稿作成要領により作成し、プリントアウトした原稿と記録メディア（DVD-ROM、CD-ROM 等）に記録した原稿データを総務課広報情報係へ提出してください。（メールでの提出も可とします）
- 2 掲載希望号は希望する年と月を記入し、掲載枠を○で囲んでください。ただし、申込状況によっては、希望号に掲載できない場合があります。
- 3 本申込書を受理後、掲載の可否について通知します。